

障がい者活躍推進計画

令和２年４月策定 新発田市選挙管理委員会
令和６年３月改定
令和７年４月改定

I 策定にあたって

1 策定の趣旨

- 新発田市選挙管理委員会事務局は併任の正職員が約３５名、選挙時には会計年度任用職員（臨時・パート職員）が在籍する機関であり、独自の採用は行っておらず、実質、市長部局と一体で人事異動を行っています。
- しかし、今後、人事異動等により障がいのある職員が在籍する可能性もあり、令和元年６月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、障がい者の活躍の場の拡大のための取組を着実に進めていくため、「障害者活躍推進計画」の策定が義務化されたことを受け、本事務局においても、令和２年４月に計画を策定しました。
- 本計画は、改正後の障害者雇用促進法第７条の２第１項及び第７条の３第１項の規定に基づいて国が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して策定したものであり、引き続き、本計画に基づき、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい環境づくりに向けて、取組を進めてまいります。

2 計画の基本事項

- (1) 計画の対象者
 - 選挙管理委員会事務局の職員を対象とします。
- (2) 計画期間
 - 令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間を計画期間とします。
 - 計画期間内においても、毎年度の実施状況の点検結果を踏まえ、必要に応じた対策の実施を検討するなど、状況に応じて見直しを行います。
- (3) 周知・公表
 - 作成後、１か月以内に市ホームページで公表するとともに、庁内グループウェア等により、職員に周知します。
 - 毎年度、前年度の取組状況及び目標に対する実績等についても公表を行います。

Ⅱ 目標

1 採用に関する目標

(1) 目標

本事務局で独自に採用を行う予定はないことから、在籍している職員に対し、障がい者雇用に関する知識を付与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解を図ることを目標とします。

(2) 評価方法

障害者雇用推進者である選挙管理委員会事務局長が、年1回実施状況を点検し、任命権者である選挙管理委員会に報告する。

2 定着に関する目標

(1) 目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

(2) 評価方法

毎年度の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握し、評価を行います。

Ⅲ 取組内容

- 選挙管理委員会事務局長を障害者雇用推進者として選任します。
- 計画の検証・見直しを行う場合には、必要に応じて、障害者雇用推進者をリーダーとし、選挙管理委員会事務局職員を構成員とする「障害者雇用・活躍推進チーム」を設置します。
- 職場内において障がい者の活躍推進、雇用推進についての理解を深めることも重要であることから、各種研修や講座への積極的な参加を促すとともに、毎年度実施されるメンタルヘルス研修や、その他障がい者の活躍・雇用推進に関係する研修や講座を受講した職員が、その内容を所属内で周知することとします。